平成２９年（フ）第７１７５号
東京都三鷹市北野４丁目13―21―101
債務者　金丸　朋美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９０４号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番８号303
債務者　津川　翔太（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１７号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番３―203号
債務者　佐藤らん菜（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２０号
大阪市都島区中野町５丁目６番２号　藤井マンション３Ｆ北
債務者　吉福　捷三
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２００号
大阪府東大阪市下小阪５丁目５番24―405号
債務者　竹下　明允
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３号
栃木県宇都宮市清住２丁目１番21号　清住ハイツ203号
債務者　鈴木　正紀
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８２号
栃木県鹿沼市花岡町５－３　フラワーヒルズＢ102号、住民票上の住所栃木県鹿沼市坂田山３丁目170番地
債務者　植木　卓也（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８８号
栃木県宇都宮市今泉新町63番地７　菊地コーポ１Ｆ
債務者　伊藤　俊三
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４号
大分県速見郡日出町大字藤原58番地２
債務者　早水　優佳
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午後４時
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第６３７号
静岡県焼津市一色527番地の２
破産者　ＫＫＭ食品株式会社
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
北九州市八幡西区藤原４丁目１番27号
破産者　北原建設株式会社
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７５号
名古屋市天白区高島１丁目607番地
破産者　株式会社コスメセブン
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３６６号
大阪市西区靭本町２丁目２番22号
破産者　株式会社環境テクノ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０８号
（最後の住所）大阪市東淀川区瑞光５丁目８番29―511号
破産者　被相続人亡鳩山時子こと崔時子相続財産
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５号
北海道岩見沢市栗沢町必成194番地
破産者　株式会社渡辺建業
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６８号
岐阜県恵那市武並町竹折962番地の３
破産者　株式会社サンユー
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７１１号
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町70番地パラシオ西洞院403、前住所京都市左京区田中上大久保町13番地２　ネオコーポ洛北402
破産者　松下　　裕
1　破産債権の届出期間　平成29年10月24日まで
2　一般調査期日　平成29年11月８日午後１時30分
平成29年10月２日
京都地方裁判所第５民事部破産係